

第6回代理店業務品質評議会資料
2026年6月17日

資料3-1

代理店業務品質評価制度に関する 周知対応について

－代理店業務品質評価制度の活用の考え方－

2026年6月17日

- 2026年6月1日に改正施行された「保険会社向けの総合的な監督指針」では、
 - 保険会社に対しては、「代理店監査等の検証に際しては、必要に応じて中立的な第三者による評価を活用することが望ましい」<Ⅱ-4-2-1(4)>
 - 保険募集人(保険代理店)に対しては、「業務の健全かつ適切な運営を確保するための実態等の把握に際しては、内部監査等のほか、必要に応じて中立的な第三者による評価を活用することが望ましい」<Ⅱ-4-2-9>
- とされ、また、「中立的な第三者による評価の活用」については、金融庁から「中立的な第三者がウェブサイト等で公表する評価の概要や評価の観点を、自社における代理店監査業務の指標の参考として活用することも、代理店監査等の有効性を確保する一つの手段」との考え方が示されている。<パブリックコメントに対する回答(No.5)>
- これを受けて、代理店業務品質評価制度について、損保代理店および損保会社が評価制度を活用する際の考え方およびイメージを整理した。

- 当協会の代理店業務品質評価制度は、顧客本位の業務運営の徹底に向けて、業界共通の評価基準を策定し、この評価基準に基づいて大規模代理店等を中心に第三者評価を行う仕組みである。
- また、本評価基準は、それ以外の代理店に対する指導等にも損保会社が活用することができるものとしている。
- そして、評価本部では、制度運営を通じて得た成果物を適時・適切に代理店および損保会社に還元すること等を通じて、損保会社による代理店指導等を補完していくこととしている。
- 本評価制度は法的な根拠や強制力のある仕組みではないが、代理店および損保会社においては、評価本部が提供する情報等を有効活用し、顧客本位の業務運営を一層推進することが望ましい。

損保代理店 における活用例



- ✓ 他代理店の取組みを参考に自店にも応用できるか検討する
- ✓ フォローアップ点検結果の公表事例から、点検の着眼点を自己点検や内部監査に取り入れる
- ✓ 公表データを参考に自店の強みや課題など実態把握を行う など

公表

◆ 制度運用状況に関する公表用レポート

- フォローアップ点検結果の概要および評価の観点
- 自己点検チェックの取組みの好取組事例 など

代理店業務品質評価本部 (代理店業務品質評議会)



損保会社 における活用例



- ✓ 自社の代理店監査との差分検証を行う
- ✓ 自社所属の代理店の傾向把握や社員の代理店指導等の現状分析を行う
- ✓ 代理店との対話力向上に向けた社員教育を行う など

提供

◆ 会社別フィードバック

- 自己点検チェックの取組みのモニタリング調査結果
- フォローアップ点検結果を踏まえた意見交換 (代理店指導の改善提言等)